

## SEAJ推奨安全教育－特定教育 A1章『ガスの安全教育』トレーナー資格取得について

貴職が担当するSEAJ推奨安全教育受講者が半導体製造に使用するガス（高圧ガス等）に係る作業（消費する側：設備、兵站等も含む）である場合、SEAJ推奨安全教育－特定教育『ガスの安全教育』は必修です。

半導体製造に使用するガス（高圧ガス等）に係る作業がなければ、任意で構いません。

また、SEAJ推奨安全教育－特定教育『ガスの安全教育』トレーナー資格を取得するには、専門的な領域であることから、SEAJ推奨安全教育トレーナー資格に加えて、次の要件が要求されます。ご確認の上お申し込みください。

### 1.1.1. A1ガスの安全教育トレーナー（ガイドラインより抜粋）

#### (1) 特定教育トレーナー資格取得の要件

- ① 一般教育トレーナーの資格を有する者
- ② 高圧ガス保安協会(特殊材料ガス保安講習)の修了者、または同等以上の資格を有する者<sup>[1]</sup>、または、次の業務で経験 3 年以上の業務履歴のある者<sup>[2]</sup>、かつ、所属長により業務履歴の確認を受けた者

[1] 高圧ガス保安協会(特殊材料ガス保安講習)の修了者、同等以上の資格を有するものとは

- A) 高圧ガス保安講習受講証
- B) 特定高圧ガス取扱主任者講習  
(圧縮水素、液化水素、液化アンモニア、LP ガス液化塩素、特殊高圧ガス)
- C) 甲種化学・機械、乙種化学、機械、丙種化学、第一種販売主任者免状所有者

[2] 経験 3 年以上の業務履歴とは、高圧ガス保安法に規定されるガス(特定／特殊高圧ガス含む)、およびガスの特性が不活性であっても高圧容器を使用する場合に係る下記の作業の履歴です。

- A) 高圧ガスボンベの運搬・交換作業
- B) 除害カラムの運搬・交換作業。
- C) ガス関連工事・修理・点検・保守作業
  - ・ ガス配管工事全般
  - ・ ガス検知器関連(メンテナンスや校正作業含む)
  - ・ ガス流動部分の部品交換・修理
  - ・ プロセスシーケンス／インターロックおよびソフトの変更等
  - ・ ガス製造プラントおよび関連項目の管理
- D) 製造装置および付属設備の立上げ／立下げ・修理・保全・解体作業
- E) 短期間の突発修理および年単位の保守・メンテ作業

#### (2) 必要書類

- ① 特殊材料ガス保安講習(高圧ガス保安協会)の修了証の写し、または同等以上の資格を証明する書類の写し。
- ② 業務履歴確認書『ガスの安全教育』  
高圧ガス保安法に規定されるガス(特定／特殊高圧ガス含む)およびガスの特性が不活性であっても高圧容器を使用する場合にもそれらに係る作業経験が 3 年以上あることを確認できる書類※  
※SEAJ ホームページの安全教育講座の申込に掲載

SEAJ 主催の「特定教育トレーナー養成講座(ガスの安全教育(A1))」の申し込み時、または修了日までに①②いずれかの書類を SEAJ 事務局へ提出する。

ただし、特殊材料ガス保安講習(高圧ガス保安協会)の未修の場合は、受講後に修了証写しを SEAJ 事務局へ提出すること。その修了日から特定教育トレーナーとしての効力が生じる。

<注記>

- 1) ガスの取り扱い経験が3年以上無い場合は、高圧ガス保安協会の『特殊材料ガス保安講習』の受講或いは同等以上の講習修了・資格取得が必要です。
- 2) 『ガスの安全教育』のSEAJ認定トレーナー修了証の発行日について
  - ① SEAJ推奨安全教育-特定教育『ガスの安全教育』開始前までにSEAJ事務局へ所定の手続きをし、トレーナー養成講座でトレーナーと認定された場合はその修了日で発行します。
  - ② 『特殊材料ガス保安講習』の受講或いは同等以上の講習修了・資格取得が間に合わずSEAJ事務局へ所定の手続きができなかった場合、所定の手続きがされれば、『ガスの安全教育』修了日へ遡及してSEAJ認定トレーナー証を発行します。  
但し、SEAJ推奨安全教育（第1章～第18章）の講義はできません。

SEAJ 事務局 宛

e-mail : [anzen@seaj.or.jp](mailto:anzen@seaj.or.jp) Tel : 03-3261-8261 Fax : 03-3261-8263

## 『ガスの安全教育』トレーナー 業務履歴確認書

申請日	20      年      月      日
トレーナー候補者 御氏名	
御社名	
御所属	
御役職	
業務履歴内容	
業務履歴年数	年

上記の通り、トレーナー候補者の業務履歴を証明いたします。

御社名

御所属

御役職

責任者 御氏名

印

## ガスの取り扱い経験について

経験3年以上の業務履歴とは高圧ガス保安法に規定されるガス(特定/特殊高圧ガス含む)及びガスの特性が不活性であっても高圧容器を使用する場合にもそれらに係る下記の作業の履歴です。

- ① 高圧ガスボンベの運搬・交換作業
- ② 除害カラムの運搬・交換作業
- ③ ガス関連工事・修理・点検・保守作業
  - ・ガス配管工事全般
  - ・ガス検知器関連（メンテナンスや校正作業含む）
  - ・ガス流動部分の部品交換・修理
  - ・プロセスシーケンス/インターロック及びソフトの変更等
  - ・ガス製造プラント及び関連項目の管理
- ④ 製造装置及び付属設備の立上げ/立下げ・修理・保全・解体作業
- ⑤ 短期間の突発修理及び、年単位の保守・メンテナンス作業をも対象とする。